

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

平成 18 年 12 月 18 日	条例第 15 号
平成 20 年 2 月 8 日	条例第 7 号
平成 21 年 7 月 6 日	条例第 4 号
平成 21 年 9 月 2 日	条例第 7 号
平成 22 年 2 月 19 日	条例第 3 号
平成 22 年 11 月 30 日	条例第 4 号
平成 27 年 2 月 17 日	条例第 3 号
平成 28 年 2 月 17 日	条例第 5 号
令和 元年 12 月 5 日	条例第 1 号
令和 2 年 2 月 12 日	条例第 1 号
令和 6 年 2 月 14 日	条例第 1 号
令和 7 年 2 月 12 日	条例第 1 号
最終改正 令和 8 年 2 月 17 日	条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 この条例において給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 前項の諸手当とは、次に掲げる手当をいう。

(1) 管理職手当

- (2) 通勤手当
 - (3) 住居手当
 - (4) 単身赴任手当
 - (5) 時間外勤務手当
 - (6) 休日勤務手当
 - (7) 管理職員特別勤務手当
 - (8) 期末手当
 - (9) 勤勉手当
 - (10) 前各号に掲げる手当以外で、広域連合に職員を派遣した長崎県内の地方公共団体（以下「派遣元」という。）の給与に関する条例等に規定する手当
- （給料）

第3条 派遣元から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料については、当該派遣職員の派遣元の関係規定の定めるところによる。

2 長崎県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成27年広域連合条例第4号）に基づき任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料については、職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号。以下「県給与条例」という。）第4条、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。

（管理職手当）

第4条 広域連合長は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定めるものについて、その職の重要性及び特殊性に基づき、管理職手当を支給することができる。

2 前項の管理職手当の額は、給料月額 $の100分の25$ を超えてはならない。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ、通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該

各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて広域連合長が定める額
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交

通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)の規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を越えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(住居手当)

第6条 住居手当は、県給与条例第12条の3の規定を準用する。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、県給与条例第12条の7の規定を準用

する。

(給与の減額)

第7条の2 職員が勤務しないときは、休暇（任命権者が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号の100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第10号。以下「勤務時間条例」という。）第4条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項の規定によ

り割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全勤務時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時ま

での間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第9条 勤務時間条例第10条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(端数計算)

第10条 前2条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当又は休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第11条 第8条及び第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第12条 第4条第1項の規定に基づき規則で定める職員が、臨

時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく週休日及び同条例第10条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第13条 第8条及び第9条の規定は、第4条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

第14条 削除

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(以下次条及び第17条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第22条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 6月及び12月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額

に、派遣職員についてはそれぞれ派遣元が支給する割合を、派遣職員以外の職員については長崎県が支給する割合を考慮して定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、給料の月額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して、規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、規則で定める。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務

に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつて行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件について起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実

又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第15条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第18条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第16条中「前条第1項」と

あるのは「第 18 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 18 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（その他の手当）

第 19 条 第 2 条第 2 項第 10 号に規定する手当については、当該派遣職員の派遣元の関係規定の定めるところによる。

（手当の支給の調整）

第 20 条 第 2 条第 2 項第 1 号から第 9 号までに規定する手当については、これらの手当に係るこの条例の関係規定にかかわらず、派遣元の関係規定により派遣元で支給することができる。

（給与の支払）

第 21 条 給与の支払は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振替の方法により行うことができる。

（退職者の給与）

第 22 条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。ただし、給料及び第 2 条第 2 項第 10 号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

2 職員が結核性疾患にかかり、又は職員が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 条）第 11 条第

1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷若しくは疾病にかかり、法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。ただし、給料及び第 2 条第 2 項第 10 号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により法第 28 条第 2 項第 1 号に掲げる理由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。ただし、給料及び第 2 条第 2 項第 10 号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

4 職員が法第 28 条第 2 項第 2 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給することができる。ただし、給料及び第 2 条第 2 項第 10 号の手当については、派遣元の関係規定に定めるところによる。

5 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 15 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。この場合において、第 16 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 22 条第 5 項」と

読み替えるものとする。

(給与からの控除)

第 2 2 条の 2 給与の支払に際しては、職員（第 1 号に掲げる場合にあっては、派遣職員を除く。）の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 長崎県市町村職員共済組合が取り扱う貯金の積立金及び遺族附加年金の掛金
- (2) 前号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、広域連合長が定めるもの。

(任期付職員の特例)

第 2 3 条 第 6 条及び第 7 条の規定は、任期付職員には、適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

第 2 4 条 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与については、第 2 条から第 2 0 条まで及び第 2 2 条の規定にかかわらず、この条から第 2 4 条の 4 まで（次条を除く。）に定めるところによる。

2 フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 前項の給料は、月額とし、県給与条例別表第 1 行政職給料表に定める 3 級の最高の号給の給料月額を超えない範囲内で常勤職員（長崎県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 1 8 年広域連合条例第 5 号）に規定する一般職の職員をいう。以下同じ。）との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して広域連合

長が別に定める。

- 4 手当は、常勤職員との権衡を考慮して、広域連合長が別に定めるところにより支給する。

第24条の2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与については、第2条から第20条まで及び第22条の規定にかかわらず、この条から第24条の4までに定めるところによる。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬、費用弁償（通勤手当に相当するものに限る。）、期末手当及び勤勉手当とする。

- 3 前項の報酬は、基本報酬（フルタイム会計年度任用職員に支給する給料に相当するものをいう。以下同じ。）のほか、割増報酬（フルタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当に相当するものをいう。以下同じ。）とする。

- 4 基本報酬は、月額又は日額とし、フルタイム会計年度任用職員の給料との権衡を考慮して広域連合長が別に定める。

- 5 割増報酬、期末手当及び勤勉手当は、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して、広域連合長が別に定めるところにより支給する。

第24条の3 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）が勤務しないときは、休暇（広域連合長が定めるものを除く。）による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務をしない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第 2 4 条の 4 前 3 条に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給及び減額並びに勤務 1 時間当たりの給与額の算定については、常勤職員との権衡を考慮して広域連合長が別に定める。

(臨時的に任用された職員の給与)

第 2 4 条の 5 臨時的に任用された職員の給与については、第 3 条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 15 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定の適用については、第 15 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、第 18 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」とする。

附 則 (平成 2 0 年 2 月 8 日条例第 7 号)

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 7 月 6 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 9 月 2 日条例第 7 号)

この条例は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 2 月 1 9 日条例第 3 号)

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日条例第 4 号)

(施行期日)

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日条例第 3 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項中第 1 条の改正規定及び附則第 5 項中第 1 条の改正規定（「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める部分に限る。）は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日条例第 5 号）
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 1 月 5 日条例第 1 号）
この条例は、令和元年 1 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 12 日条例第 1 号）
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 14 日条例第 1 号）
この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 12 日条例 1 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前

の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則（令和7年2月12日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- （令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における地域手当については、改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、改正前の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第14条に基づいて支給し、同条第2項中「100分の3」とあるのは、

令和7年度は「100分の2」、令和8年度は「100分の1」と読み替えるものとする。

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第11条及び第15条第4項中「月額」とあるのは、「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、第15条第3項中「給料の月額」とあるのは、「給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」と、第15条第4項中「同項に規定する額」とあるのは、「同項に規定する合計額」と、第18条第3項中「月額」とあるのは、「月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」と、第22条第2項から第4項までの規定中「これに給料」とあるのは、「これに給料、地域手当」と、第24条第2項中「給料」とあるのは、「給料、地域手当」と、第24条の2第3項中「時間外勤務手当」とあるのは、「地域手当、時間外勤務手当」と読み替えるものとする。

附 則（令和8年2月17日条例第3号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。